

令和8年度
勝浦町・上勝町
情報通信基盤整備・保守・運用業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

勝浦町

(趣旨)

第1条 この要領は、勝浦町及び上勝町を代表して勝浦町が公募する「勝浦町・上勝町情報通信基盤整備・保守・運用業務」の事業者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）について必要な事項を定める。

(事業目的)

第2条 勝浦町及び上勝町は徳島県の南東部に位置し、両町で勝浦郡を構成、面積は勝浦町69.8k㎡、上勝町109.6k㎡、上勝町を水源とし両町を横断する形で流れる勝浦川を中心に、四季折々の表情をのぞかせる山々や清流など豊かな自然に恵まれた地域である。

勝浦郡はその地理的条件不利地域のため、民間事業者によるサービス展開が見込まれないことから、平成17年度に行政主導により両町全域に加入者系光ファイバ網を整備、IRU方式を活用し各家庭から最大100Mbpsの高速インターネット及びケーブルテレビの利用が可能な環境をシングルスター方式により整備した。

平成27年度においては既設PON方式に更改し、令和4年度からは1Gbpsのサービスも可能としたが、近年のトラフィックの増大及び設備老朽化を踏まえ、10G-EPONを想定した設備更改を行うこととした。

このことから、本事業の実施において、民間企業のもつ企画力・技術力・独創的アイデア・ノウハウ等を活用するとともに、納期の短縮及び経費の削減、安定的なサービス運営を図るため、IRU事業者と情報通信設備更改事業者を一括発注とする企画提案評価方式（公募型プロポーザル方式）として実施し、通信設備更改及びIRU事業者によるサービス運営を通じて両町の持続的発展に寄与することを目的とする。

(プロポーザルに付する事項)

第3条 プロポーザルに付する事項は、次のとおりとする。

(1) 件名 令和8年度勝浦町・上勝町情報通信基盤整備・保守・運用業務 一式

(2) 箇所 勝浦郡内一円

(3) 期間

ア 勝浦町・上勝町情報通信基盤G-EPON等更改物品の調達

契約の締結日※から令和10年3月31日まで

※仮契約後、議会の議決により本契約に移行する。

勝浦町が令和8年7月に補正予算（債務負担行為）による予算措置を予定。

イ 保守契約

令和10年4月1日から10年間

※契約は単年度又は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約若しくは地方自治法第214条に基づく債務負担行為

ウ IRU契約（運用業務）

令和10年4月1日から10年間

（4）概要

ア 平成27年度に整備したG-EPON等情報通信設備について、10G-EPON等を調達し更改等を行うこと。

イ 既設光ファイバ網や更改する情報通信設備等の保守契約を行うこと。

ウ 既設光ファイバ網や更改する情報通信設備等のIRU契約並びに光ブロードバンドサービス及びケーブルテレビサービスの提供を行うこと。

（5）提案価格上限額 金122,820,000円（消費税及び地方消費税抜き）

※当該金額は令和8年度に契約締結を予定する勝浦町・上勝町情報通信基盤G-EPON等更改物品の調達に係る経費とし、整備後の保守・運用業務に係る経費は含まないものとする。

※当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。

※当該金額を超えて見積書（様式6）が提出された場合は、失格とする。

（6）その他の提案価格

ア 整備後の設備等IRU契約対象設備等に係る維持管理費用や光ブロードバンドサービス及びケーブルテレビサービス基本料金について提案上限額を定めないが、企画提案書の記載においては、費用の妥当性を十分に説明できることを必要とする。

イ IRU金額について提案下限額を定めないが、企画提案書の記載においては、費用の妥当性を十分に説明できることを必要とする。

（参加資格）

第4条 本企画提案への参加資格を有する者は、単独企業又は業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。なお、共同企業体については、（1）から（5）の要件は構成員のすべてが満たし、（6）から（8）までの要件は構成員のいずれかが満たしていること。

（1）令和8年9月を含む有効期間を有する勝浦町の物品等、建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者申請において次のいずれかの条件を満たす者であること。

ア 登録されていること。

イ 未登録の場合は、参加表明書の提出時までに参加資格審査申請を行い、不備のない状態で手続きが完了していること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

（3）公表日以降に勝浦町の指名停止措置を受け又は指名を回避されている期間中でない

者。

- (4) 勝浦町暴力団等排除措置要綱第3条の規定に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 官民を問わず平成27年4月以降に日本国内において、元請けとして完成・引き渡し完了したG-EPONを含む機器の整備を行った実績（工事や物品購入、委託等の契約名称や形態を問わない）を有する者。
- (7) 現に日本国内で光ブロードバンド及びケーブルテレビサービスを2以上の地方公共団体の区域において提供していること。
- (8) (1)の入札参加資格において、建設工事の「電気通信工事」に登録（登録を予定しているものを含む）又は物品等の物品販売その他機器類のうち「通信機器」に登録（登録を予定しているものを含む）のある者。

（実施日程）

第5条 プロポーザルの実施日程は次のとおりとする。なお、状況により変更する場合がある。

日程	内容
令和8年7月1日（水）	募集及び要求水準書等詳細資料の提供開始
7月10日（金）	質問締切り
7月17日（金）	質問回答
7月21日（火）	参加表明締切り及び要求水準書等詳細資料の提供終了
7月24日（金）	第一次審査結果通知※順次通知
7月30日（木）	企画提案書等締切り
8月3日（月）	第二次審査結果通知及びプレゼンテーション日程通知
8月7日（金）	プレゼンテーション実施・最終審査
8月19日（水）	最終審査結果通知
8月下旬	協定書の締結、仮契約書の締結
9月17日（木）	議会の議決により本契約への移行
議会の議決日の翌日～令和10年3月31日	物品調達等の実施

（要求水準書等詳細資料の提供）

第6条 本プロポーザルによる企画提案に参加を希望する者は、次の方法により要求水準書等詳細資料の提供を求めることができる。

- (1) 受付期間 令和8年7月21日（火）午後5時まで

- (2) 要求先 第18条に規定する書類等提出先及び問い合わせ先
- (3) 要求方法 件名に「提供依頼：勝浦町・上勝町情報通信基盤整備・保守・運用業務要求水準書等」と明記し、メール本文に会社名、担当部署、担当者名、担当者名の読み仮名、提出先メールアドレス及び連絡先電話番号を記載の上、電子メールにより依頼すること。また、送信後、必ず電話で電子メールの到達を確認すること。
- (4) 提供方法 前号の条件を満たした希望者に対して、電子メールにより提出先メールアドレスへ要求水準書等の電子ファイルを送付する。

(参加申込及び参加資格確認申請手続き (一次審査))

第7条 本プロポーザルによる企画提案に参加を希望する者は、プロポーザル参加申込及び誓約書(様式1-1)を令和8年7月21日(火)午後5時までに提出すること。なお、提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。

2 参加を希望する者は、第4条に規定する参加資格を有する証明として、以下に示す書類をプロポーザル参加申込及び誓約書に添付し、勝浦町に提出しなければならない。

- (1) 使用印鑑届(様式1-3)
- (2) 第4条第1項第6号の規定する実績を証する書類(様式2-1)
- (3) 第4条第1項第7号の規定する実績を証する書類(様式2-2)
- (4) 第4条第1項の共同企業体に該当する場合あっては、共同企業体結成届出書(様式1-2)

※共同企業体の構成にあたっての協定書は、選定後の契約時に提出すること。

- (5) 第4条第1項第1号イに該当する場合あっては、電子メール等において手続きが完了している旨がわかるものの写し

3 参加申込書の提出方法 持参または書留郵便とする。

4 提出部数 1部

5 提出先 第18条に規定する書類等提出先及び問い合わせ先

(参加資格審査(一次審査)結果通知の通知)

第8条 参加を希望する者から提出された「プロポーザル参加申込及び誓約書(様式1)」及び添付書類を審査し、「プロポーザル参加資格審査(一次審査)結果通知書」により令和8年7月24日(金)までに、二次審査への参加資格の可否を通知する。

(質問の受付及び回答)

第9条 本プロポーザルに関して疑義がある場合は、「質問書(様式3)」により行うものとする。

- (1) 受付期間 令和8年7月10日(金)午後5時まで
- (2) 質問先 第18条に規定する書類等提出先及び問い合わせ先

- (3) 質問方法 「質問書(様式3)」を用いて、件名に「質問書：勝浦町・上勝町情報通信基盤整備・保守・運用業務」と明記し、電子メールにより提出すること。また、送信後、必ず電話で着信を確認すること。なお、電子メール以外による質問や電話による到達確認を行わなかった質問については回答しない。
- (4) 回答期限 令和8年7月17日(金)
- (5) 回答方法 参加者全員に対して、「回答書」を用いて、件名に「回答書：勝浦町・上勝町情報通信基盤整備・保守・運用業務」と明記し、電子メールにより回答する。

(企画提案書等の提出(二次審査))

第10条 第8条の規定によりプロポーザルの参加が認められた参加事業者(以下「参加事業者」という。)は、令和8年度勝浦町・上勝町情報通信基盤整備・保守・運用業務企画提案書(以下「企画提案書」という。)を提出するものとする。

2 企画提案書は、別冊「令和8年度 勝浦町・上勝町情報通信基盤整備・保守・運用業務公募型プロポーザル要求水準書」(以下「要求水準書」という。)に記載する事項及び第3条第1項第5号を満足することを必須とし、別冊「令和8年度勝浦町・上勝町情報通信基盤整備・保守・運用業務公募型プロポーザル企画提案書・見積書作成要領」(以下「企画提案書・見積書作成要領」という。)等に示した内容に留意して作成すること。

3 提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書の提出及び誓約書(様式4)
- (2) 見積書(様式6)
- (3) 物品内訳書(様式7) ※見積書(様式6)に係る内訳書
- (4) 維持管理費用(様式8)
- (5) 企画提案書

4 提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書の提出及び誓約書(様式4) 1部
- (2) 前号以外の書類については、企画提案書・見積書作成要領記載の部数

5 提出先 第18条に規定する書類等提出先及び問い合わせ先

(プレゼンテーションの実施(最終審査))

第11条 プレゼンテーションの実施は次のとおりとし、プレゼンテーション及び企画提案書に係る最終審査は、審査委員会において行う。

- (1) 実施日 令和8年8月7日(金)
- (2) 場所 勝浦町役場 2階 大会議室
- (3) 参加者数 5名以内
- (4) 実施時間 合計80分以内で概ね次の内容を想定している。

- ア 機器等の準備 10分
- イ プレゼンテーション 40分以内
- ウ 質疑応答 20分
- エ 機器等の撤去 10分

(5) 持込機器 プレゼンテーションの実施について、モニター以外の必要な機器は全て参加事業者が準備すること。なお、審査委員会の一部の委員がオンライン会議システムを通じて参加する場合があるため、企画提案者はインターネットを通じた汎用的なオンライン会議システムが利用できるパソコン及び通信機器を用意すること。

(6) 提案順番 プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(7) その他 その他注意すべき事項は次のとおりとする。

- ア 二次審査で提出した「企画提案書」の内容について説明する。なお、「企画提案書」を要約した資料で説明することは認めるが、同内容と相違しないよう留意すること。
- イ 企画提案内容を適切に把握、また円滑な契約を行うことを目的に、プレゼンテーションの音声を記録する。

(審査委員会)

第12条 本プロポーザルを審査するため、「勝浦町・上勝町情報通信基盤整備・保守・運用業務候補者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、5人の委員による審査を行う。なお、審査委員会は非公開で開催する。

(優先交渉権者の選定等)

第13 審査委員会の審査の結果、総合評価点が最高点の者に優先交渉権を与え、選定結果通知書により通知する。なお、総合評価点が最も高いものが2者以上あるときは、価格評価点が最も高いものを最優秀提案者として選定する。価格評価点と同額の場合は、審査委員会委員による投票を行い、最多得票者を最優秀提案者として選定する。

2 次点交渉権者を選定して選定結果通知書により通知し、その他優先交渉権が与えられなかった者に対しては、非選定結果通知書により通知する。

3 審査結果についての異議の申し立てはできない。

4 評価基準は次のとおりとする。

分類	配点	項目	配点	評価する主な内容
信用・計画性	15	G-EPON 物品実績	5	実績数

		移行までの計画	5	計画は妥当であり実効性はあるか。
		財務、サービス実績等その他	5	財務状況は良好か、サービス実績数、個人情報保護の観点で問題ないか。
体制	15	更改体制	5	配置するプロジェクトマネージャー等堅実な体制が確立されているか。
		保守体制	5	堅実な体制が確立されており、安定的に遂行できるか。現状と比較し、町や住民に対し負担が増加しないか。増加する場合、負担の考えや金額は妥当か。
		運用体制	5	同上
更改設備やサービス提案	30	更改設備構成やその他費用	10	シンプルな構成か、運営リスクはないか、冗長性はあるか、適切な機器等の提案がなされているか。
		基本サービス	5	基本サービスの内容は要求水準書の水準や現行と比較してどうか。住民にとって有益なサービス内容か。
		インターネット	5	オプションサービスの内容は要求水準書の水準や現行と比較してどうか。オプシ

				オンサービスの料金は妥当か。
		テレビ、料金体系等	10	オプションサービス等の内容は要求水準書の水準や現行と比較してどうか。オプションサービスの料金は妥当か。
その他	10	活用・その他提案	5	有益な独自提案がなされているか。
		プレゼンテーション	5	わかりやすい説明や質疑応答がなされているか。
見積	30	物品調達	5	最低（IRUについては最高）見積価格提案者の得点を満点とし、残りの者の価格は最小見積価格との比率により決定する。 提案者の中の最低（最高）提案価格に対して当該提案価格がR倍の場合、価格点＝配点／R とする。※小数点以下切捨て
		IRU	5	
		保守（様式8維持管理費用のうち1）	5	
		基本サービス料金	10	
		初期工事等	5	
計	100		100	

※配点は審査委員一人当たり

※特に記載のない場合、5段階評価とする。

（契約の締結等）

第14条 勝浦町は、審査委員会を選定した事業候補者を優先交渉権者として、「勝浦町・

上勝町情報通信基盤G-EPON等更改物品」の調達やIRUなどに係る契約交渉を行う。契約交渉の結果、合意に至らなかったときは、次点交渉権者と契約交渉を行う。

- 2 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。
- 3 契約内容は、要求水準書及び提出された企画提案書等に基づくものとする。ただし、令和10年度からのIRUや光ブロードバンドサービス提供等については、提出された内容を再度精査し、別途契約するものとする。なお、提案金額を契約額の上限値又は下限値とする。
- 4 物品調達については、見積書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額で仮契約を締結する。
- 5 契約にあたっては、勝浦町財務規則（昭和42年規則第1号）他関係法令に基づき契約するものとする。
- 6 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当する額とする。ただし、過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を国（公団を含む。）又は地方公共団体に数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行していることが確認できた場合は免除する。

（プロポーザルの途中辞退）

第15条 参加事業者は、申し出により本プロポーザルの参加を辞退することができる。

- 2 プロポーザル辞退の申し出は、参加辞退届（様式5）を令和8年8月5日（水）までに持参又は書留郵便により提出すること。

（失格条項等）

第16条 参加事業者が次の各項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- （1）提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- （2）本プロポーザルに係る要領等に示された条件に適合しないもの。
- （3）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- （4）虚偽の内容が記載されているもの。
- （5）提案プレゼンテーション（ヒアリング）に参加しなかったとき。
- （6）第3条第1項第5号に規定する提案価格上限額を超えた見積書を提出したとき。
- （7）その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。

（その他留意事項）

第17条 本プロポーザルに関し、その他留意すべき事項は次のとおりとする。

- （1）議会で補正予算が成立しなかった場合や災害等特別の理由がある場合は、物品の発注を取り止め、または延期することがある。
- （2）本プロポーザルで用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法

律第51号) によるものとする。

- (3) 原則として企画提案書等提出後の内容変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない理由があると判断した場合は、この限りでない。
- (4) 勝浦町が交付する資料等は、本プロポーザルに係る以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 原則として企画提案書等提出書類は、本プロポーザルに係る事業の事務以外の目的には使用しない。ただし、それ以外の目的で使用する場合は参加者の同意を得て使用する。なお、企画提案書等は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに関して必要な費用は、すべて参加者の負担とする。
- (7) 審査結果等についての不服及び異議申立ては受け付けない。
- (8) 企画提案は、1者又は1共同企業体につき1案のみとする。
- (9) 勝浦町は、契約締結後においても受託事業者の本企画提案における欠格事項、不正または虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

(書類等提出先及び問い合わせ先)

第18条 企画提案書等の提出先及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

勝浦町総務防災課 情報技術係

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

電話：0885-42-2511

メールアドレス：soumu@town.katsuura.i-tokushima.jp